

平成 25 年 10 月 16 日

国土交通省関東整備局
事業評価監視委員会
委員長 家 田 仁 様
委 員 各 位

計画路線 横浜湘南道路 沿線地元住民
鎌倉市 新風台自治会 会長 狩野雄司
新風台道路を考える会 代表 三道弘明



意見書(要望)

平成 25 年 9 月 13 日開催の平成 25 年度第 5 回事業評価監視委員会において、平成 25 年度一般国道 468 号 首都圏中央道路自動車道(横浜湘南道路)の再評価の審議に当たり、先に同月 6 日付の「横浜湘南道路に係る地元住民との関係状況報告」をお目通しいただきましたことに敬意を表します。

ただ、私たち住民は、事業継続の審議について、疑問と納得ができない点がありましたので、ここに、意見と要望を申し上げますから、貴委員会として十分にご検討の上、ご説明いただきたく、ご回答をお願い申し上げます。

記

1、貴委員会の審議は法律の趣旨に反する(意見)

家田委員長は、事業は円滑に進捗しているようだが、社会環境の変化に合わせて対応するように要請し、2020 年に東京オリンピック開催が決定したので、前回の 1964 年には東海道新幹線を 5 年で完成し、開催に間に合わせた経緯から、今回は道路で「オリンピックに間に合わせるように最大の努力をして欲しい」と意見を述べ、さらに議事録に記載するように要請しました。

これは、本件「横浜湘南道路」に関しては、配布資料に記載の「平成 33 年度供用開始」を 1 年以上早めることを意味し、下記に記載のとおり、関東地方整備局から報告された事項につき、「不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行う」という事務範囲を逸脱しております。

公平性と透明性を要求され、事業の継続か中止かを再評価する手続きを監視するのが貴委員会の役割と考え、2020 年東京オリンピックを理由に対象事業の促進を促すのは、貴委員会の設置趣旨に反しています。

因みに、「関東地方整備局事業評価監視委員会規則」第1条には、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づくと規定されています。また、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」「第1 目的」には、「事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する」とあり、「第6 事業評価監視委員会」の第3項には、「事業評価監視委員会の役割として、事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。」と規定されています。

2、地元住民の切実な要望を担当事務局の説明を聞いただけで放置してよいか。

地元住民の要望として、事務局から、次の3点の説明がありました。

- (1) トンネルの土被り 住民の要求は30m、事業者は当初7.9mを15mに改善したと説明しました。まだ、土被りの不足分についての解決策を詰めていません。
- (2) 地盤沈下 予測値は1cm未満だから問題がないという説明では住民は納得できません。1cm程度の不同沈下があった場合には住居として問題があります。
- (3) 環境負荷 本件横浜湘南道路と二つの県道（横浜藤沢線と阿久和鎌倉線）に挟まれた地域の環境負荷について、事務局から「地元住民に丁寧に説明して理解を得る」という説明で了解されたのでしょうか。NO₂、SO₂、SPM、PM_{2.5}などの濃度が現状より悪化することを怖れており、解決の一助として「脱硝装置」の設置も要求しています。

以上